

法専寺文書にみる近世安芸門徒の動向

柴 田 章 延

一
広島藩の特微的な宗教政策として、安芸門徒への対応をあげる事ができる。藩下に於ける安芸門徒の占める割合は、住民の50〜60%であったと推定される。

本稿では、広島県安芸郡音戸町に在る、法専寺に保管されている『善行寺一件』より、安芸門徒の動向と藩（奉行所）の対応をみて行きたいと思う。

二

浄土真宗法専寺は、天文一六年、毛利元就の妄腹元為が、広島城の見張所を兼ねて建てたと云う由緒を持つ。此『善行寺一件』の他に、『順覚寺一件』など、多数の文書史料を有する。

史料が保管されていた状態は、茶箱の中に他の文書・絵図等とともに入れられていたのであるが、その茶箱自体がごく

最近の物であり、又、茶箱に入れられた後も何度か出し入れされた様子がある事から、文書の原秩序は著しく乱されていると考えられる。尚、原形態の保存は全般に良好である。

『善行寺一件』は、縦23cm横8.5cm、39頁からなる一冊物である。表題にある善行寺とは、法専寺と同じ瀬戸島村に在り、天文二年、天海による開基で、天正十一年に浄土真宗に改宗している。

一 当春被仰付候焼香之儀、住門徒より一住ニ相心得、焼香仕候処
ニ、右之被仰付相省候段、不届ニ思召候旨誤申候。向後法専寺拙
僧出合之節考、先觀之通ニ可仕候。為其如此御座候以上。

宝永六年

善行寺

丑極月八日

品勝寺殿

浄満寺殿

実相寺殿

これは『善行寺一件』の冒頭の部分であるが、これに依る

と、善行寺と法専寺の間に、焼香導師をめぐって争いが起こった事が判る。さらに、

……右出合之儀ニ付、村内ニ茂且那寺善行寺へ頼申度由申出候。…と云う、差出人は惣門徒中、受取人は光福寺(善行寺の本寺)の書簡の写しが続く、ここでは、門徒は善行寺の側を支持している様子が判る。この動きをうけ、仏護寺(法専寺の本寺)は郡奉行へ申出ることになる。

覺 安芸郡瀬戸嶋

一 当嶋真宗道場知周寺役之儀ニ付、吟味之節御座候而、右之筋相済申候迄者、知周寺役相勤不被申候様ニと、佛護寺より被指南申候。右之筋相済申候迄者、知周勤方渡子嶋道場梅親相勤被申候様ニ与、申参候。右之筋、佛護寺より御役所様ニ、申出被致候様ニ与申参候ニ付、為御注進書附指上申候。以上。

享保廿年

庄屋一人

卯十月

与頭六人

此書附同十四日ニ庄屋藤左衛門、与頭三郎右衛門持参上ル

御郡内御三人様へ 一通

御船□様へ 一通

これによって、法専寺と善行寺の問題は、両寺間の問題では無くなってしまったのである。この後、13頁から27頁まで、先奥百姓半次郎と、高須百姓七郎兵衛が、門徒の代表と

して、郡奉行まで出向いた事が記されている。郡奉行の指示は、導師は法専寺が行い、門徒衆は「右式ヶ寺出会之儀ニ付とやかく」申す者の無い様にと言うものであった。

その後は、差出人は記されていないが、善行寺へ宛てた書付で。

……一右(善行寺)以悪心新法企候……(中略)……以御慈悲今度押込ミ隠居被仰付候間可得其意候。門外法用者、不及申、自分之寺ニ而も、差出法用等、皆相勤中間鋪候、勿論、法専寺儀へ、古来勤来候通、相勤候様ニ、被仰付候間、可得其意候。…(後略)となっており、善行寺へは押込隠居、法専寺へは一切のペナルティーは無い旨を記している。

三

この史料が書かれた年代は、宝永六年、享保廿年十月廿四日、同十月、享保廿一年四月十日、同四月十五日、同十二月、同極月七日、に書かれた、書簡を、写したのち、さらに一冊に綴っていると言う形式を取っている。そのため、正確な日付は判らないが、文書の性格から、享保廿一年極月七日からさほど離れていない時期に控えたと推測できる。

この享保廿一年とはどの様な年代であったのかを考察すると、寺檀関係が、中世的な法縁関係から、地縁的な関係へと移り変わって行く過程の年代と言えるだろう。

明暦年間中に施行された寺請制度は、住民個人の信仰活動を尊重せず、寺請手形を発行する、いずれかの寺院と寺檀関係を結ばざるを得なくなる様に規定した。これに依って、信者の改宗や、他の寺院との宗教活動は著しく困難となったのである。

この文書の書かれた年代は、寺請制度の施行から、凡そ、八十年の歳月を数えるわけであるが、此間、民衆の信仰活動も、遠くの本山よりも近くの檀那寺へと意識を変化させて行く事は想像に難くない。その環境の中で、安芸門徒が善行寺の側を支持していた事に留意しておきたい。

四

次に「仏護寺・十二坊の紛議」と言われる事件を背景として掲げたい。この事件の仔細は、『新修広島市史』収録の、『知新集』に記録されている。

元禄十四年、つまり、『善行寺一件』の三十年前にあたる、広島藩は、各宗寺院及び塔頭が、宗門改の際に、寺社町奉行所宗門改帳に連印していた旧習をやめ、本寺のみの捺印に簡素化する旨を達た。これに拠って、各宗寺院の本末関係を正すと言う狙いもあったと考えられる。これに対して、十二坊と呼ばれる、光福寺を初めとする十二ヶ寺は、反対態度を明らかにし、円龍寺・善正寺・超専坊の三僧を総代として、旧

法専寺文書にみる近世安芸門徒の動向（柴田）

来の連印を認める様願い出たのである。しかし、寺社奉行は三僧を逮捕、拘禁し、他の十二坊についても閉門、遠慮を命じた。仏護寺と本末関係にある京都興正寺は、この事態を重視し、翌年三月、藩主浅野綱長に直談判を願ひ出た。綱長は此を受け、十二坊の改帖連印が認められた。

しかし、此件によって十二坊と仏護寺の関係は悪化し、仏護寺は経済的に困難な立場へと追い込まれた。元禄十六年十二月、藩は十二坊に対して、仏護寺に上納米・銀を納める旨を勧告したが、十二坊は拒否、藩の態度を硬化させた上に佐職らが領外へ退去すると言う事態に発展した。翌年、ふたたび京都興正寺の仲介で事態は収束した。以上が「仏護寺十二坊の紛議」の顛末である。

五

此様な時代背景を踏まえた上で『善行寺一件』をみると、法専寺が仏護寺の、善行寺が十二坊の一つである光福寺の末寺であることから、事態の解決後三十年の年月を経ても尚対立は続いており、又、門徒衆は十二坊側、つまり、依然法縁的な関係を重視する立場に在った事に、さほどの変化はみられないと推測できる。

〈キーワード〉 近世、真宗、安芸門徒

（立正大学大学院）